

○立山町広告掲載事業実施要綱

令和3年7月30日

告示第119号

立山町広告掲載事業実施要綱を次のように定める。

立山町広告掲載事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町の発行物、印刷物、ホームページ、施設その他の財産（以下「町資産」という。）を民間企業等の広告媒体として活用することにより、町と企業との協働の促進及び町の自主財源の確保を図るため、町資産への広告掲載について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告媒体 町の発行物、印刷物、ホームページ、施設その他の財産等の町資産であって、広告掲載が可能なものをいう。
- (2) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲載又は掲出することをいう。

(広告掲載の基本的な考え方)

第3条 広告媒体に掲載する広告は、町の公共性及び中立性を損なうことがなく、かつ、町民生活の利便性の向上に寄与するものでなければならない。

2 広告及びその内容が次の各号のいずれかに該当する場合は、広告掲載を認めない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公の秩序若しくは善良の風俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 基本的人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
- (4) 政治活動及び宗教活動に係るもの
- (5) 意見広告及び個人の宣伝に係るもの
- (6) 美観風致を害するおそれのあるもの
- (7) 公衆に不快の念若しくは危害を与えるもの又はそのおそれがあるもの
- (8) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないもの
- (9) 青少年の保護及び健全育成の観点から適切でないもの
- (10) その他広告媒体に掲載する広告として不適切であると町長が認めるもの

3 前項に定めるもののほか、広告媒体に掲載できる広告に関する基準は、町長が別に定める。

4 次の各号のいずれかに該当する業種又は事業者に係る広告は、掲載しないものとする。広告の掲載中に当該各号に該当するに至った場合も同様とする。

- (1) 法令等に違反している事業者
- (2) 本町から指名停止措置を受けている事業者
- (3) 暴力団又は暴力団の構成員であると認められる事業者
- (4) 町税等を滞納している事業者
- (5) その他広告媒体に広告を掲載することが適当でないと認められる業種又は事業者

(広告の規格及び掲載位置)

第4条 広告の規格、掲載位置、広告料等は、広告媒体ごとに町長が別に定める。

(広告の募集手続)

第5条 広告の募集は、広告媒体の性質等に応じ、公募により行うものとする。ただし、特別の理由がある場合は、この限りでない。

2 前項の広告の募集に当たっては、この要綱に定めるもののほか、広告媒体ごとに次の各号に掲げる事項を町長が別に定め、明示するものとする。

- (1) 広告媒体の名称
- (2) 刊行物等にあつては、その発行又は印刷の時期、部数及び配布先
- (3) 広告看板にあつては、掲示場所、掲示面積、掲示数及び掲示期間
- (4) 広告主又は広告取扱業者の選定の方法
- (5) 広告掲載料の額（応募者が広告掲載料を申し出る方法により選定する場合は、広告掲載料の最低額）
- (6) 募集期間
- (7) 広告掲載料の納入時期及び納入方法
- (8) 原稿の提出期限、提出方法及び提出先
- (9) その他必要な事項
（広告掲載の申込み及び決定）

第6条 広告掲載を希望する者（以下「申込者」という。）は、町長が別に定める広告掲載申込書に必要な書類を添えて、町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項による申込みがあつたときは、次条に規定する立山町広告審査会の審査を踏まえて掲載の可否を決定し、広告掲載決定通知書により申込者に通知するものとする。
（審査会）

第7条 広告の掲載に関し審査するため、立山町広告審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

- 2 審査会は、会長及び審査員をもって組織する。
- 3 会長は副町長を、審査員は総務課長、企画政策課長、商工観光課長をもって充てる。
- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代行する。
- 5 審査会の庶務は、審査会に諮る広告媒体を所管する部署において処理する。
（審査会の会議）

第8条 審査会の会議は、第6条第2項に規定する審査のほか、広告内容等、広告の掲載に関して疑義が生じた場合において、会長が必要と認めたときに、会長が招集し、その議長となる。

- 2 審査会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、関係者に審査会の会議への出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。
- 5 審査会の会議を開催する時間的余裕がないとき、又は当該事案につき会議に付する必要がないと会長が認めるときは、回議により審査を行うことができる。
（広告掲載料の納付）

第9条 第6条第2項の規定により広告掲載の決定を受けた申込者（以下「広告掲載者」という。）は、広告掲載料を町長が指定する期日までに一括して納付しなければならない。ただし、町長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

(広告掲載者の責任)

第 10 条 広告掲載者は、広告掲載した内容について一切の責任を負うものとする。

2 広告掲載者は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等に関わる財産権のすべてについて権利関係の処理が完了していることを町に対して保証するものとする。

3 広告掲載者は、広告掲載に起因して町又は第三者に対し損害を与えたときは、その損害を賠償する義務を負うものとする。

(広告掲載者の選定の取消し)

第 11 条 町は、広告掲載者が次の各号のいずれかに該当するときは、その選定を取り消すものとする。

(1) 広告が第 3 条の規定による広告の要件を満たさなくなったとき。

(2) 正当な理由なく指示に応じないとき。

(3) 第 9 条に規定する町の指定する日までに広告掲載料を納入しないとき。

(4) 虚偽の応募により広告掲載者の選定を受けた事実が明らかとなったとき。

(5) 法令等に違反する等広告掲載を継続することが町又は第三者の利益、信用等を阻害すると町長が認めるとき。

(6) 広告媒体の作成又は提供に支障が生じたとき。

2 前項の規定により広告掲載者の選定を取り消したときは、当該広告掲載者に広告掲載者取消通知書を送付する。

(損害賠償)

第 12 条 納付された広告掲載料は、返還しない。ただし、町の都合により広告掲載ができなくなった場合は、この限りでない。

2 町は、次の各号に掲げる事由により生じた損害賠償の責任は一切負わないものとする。

(1) 町の都合により広告掲載ができなくなったこと

(2) 広告掲載により広告掲載者に損害が発生したこと

(3) 広告掲載により広告掲載者が第三者に損害を与えたこと

(雑則)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか広告掲載について必要な事項は、広告媒体ごとに町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 3 年 8 月 1 日から施行する。

(立山町ホームページ広告掲載取扱要綱の廃止)

2 立山町ホームページ広告掲載取扱要綱(平成 18 年立山町告示第 69 号)は、廃止する。

(立山町ホームページ広告掲載取扱要綱の廃止に伴う経過措置)

3 前項の規定による廃止前の立山町ホームページ広告掲載取扱要綱の規定による広告掲載については、なお従前の例による。